

# 国際観光旅客税法

## 目次

第一章 総則（第一条—第十四条）

第二章 税率（第十五条）

第三章 納付等（第十六条—第十八条）

第四章 雜則（第十九条—第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十六条）

第六章 犯則事件の調査及び処分（第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国際観光旅客税について、納税義務者、課税の対象、税率、納付の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 國際船舶等 本邦と外国との間において行う觀光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（各國の政府又は地方公共団体が使用する船舶又は航空機であつて公用に供されるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

三 國際觀光旅客等 國際船舶等により本邦から出国する觀光旅客その他の者であつて次に掲げるもの（口又はハに掲げる者にあつては、出入国港（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号に規定する出入国港をいう。第十三条第一項及び第十四条において同じ。）から出国するものに限る。）をいう。

イ 本邦から出国する際出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項又は第六十条第一項の規定による出国の確認を受ける者（口又はハに掲げる者を除く。）

ロ 國際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客として政令で定めるも

の

ハ 条約の規定に従うことを条件に本邦に入国する者として政令で定めるもの

四 國際旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、國際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいう。

五 国内事業者 國際旅客運送事業を営む者であつて国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項において「住所等」という。）を有するものをいう。

六 国外事業者 國際旅客運送事業を営む者であつて国内事業者以外のものをいう。

七 特別徵収 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により國際觀光旅客稅を徵収し、及び納付することをいう。

2 この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（第二十六条第一項及び第三項にお

いて「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

(納税義務者)

第四条 国際観光旅客等は、この法律により、国際観光旅客税を納める義務がある。

(課税の対象)

第五条 国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、この法律により、国際観光旅客税を課する。ただし、当該国際船舶等が天候その他やむを得ない理由により外国に寄港する」となく本邦に帰った場合は、この限りでない。

(非課税)

第六条 次に掲げる国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、国際観光旅客税を課さない。

- 一 國際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客であつて本邦に入国後二十四時間以内に本邦から出国するものとして政令で定めるもの

- 二 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船し、又は搭乗していた者であつて政令で定めるもの

三 本邦から出国する日（国際旅客運送事業に使用される国際船舶等であつて政令で定めるものにより本邦から出国する者にあつては、政令で定める日）における年齢が二歳未満の者

（個人である国内事業者の納税地）

第七条 個人である国内事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

- 一 国内に住所を有する者である場合 その住所地
- 二 国内に住所を有せず、居所を有する者である場合 その居所地
- 三 国内に住所及び居所を有しない者であつて国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条から第九条までにおいて「事務所等」という。）を有するものである場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもののは所在地）

（個人である国内事業者の納税地の特例）

第八条 国内に住所のほか居所を有する個人である国内事業者で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第

十六条第一項の規定の適用を受けようとする者（第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者

を除く。）が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人である国内事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者（第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもののが所在地。次項において同じ。）とする。

3 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地としている個人である国内事業者が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その住所地（前項の規定により事務所等の所在地を特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地としている者で住所を有していない者については、居所地）とする。

4 個人である国内事業者が死亡した場合には、その死亡した者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その相続人の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地とする。

(法人である国内事業者の納税地)

第九条 法人である国内事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人（次号において「内国法人」という。）である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

二 内国法人以外の法人であつて国内に事務所等を有するものである場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもののが所在地）

(国内事業者の納税地の指定)

第十条 前二条の規定による納税地が国内事業者の営む国際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（政令

で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を指定したときは、同項の国内事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

（国内事業者の納稅地指定の処分の取消しがあつた場合の申請等の効力）

第十一條 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納稅地をその処分に係る国内事業者の納稅地としてその国際観光旅客税に関してされた申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（国内事業者の納稅地の異動の届出）

第十二条 国内事業者は、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地に異動があつた場合（第八条第一項

から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第十条第一項の規定による指定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納稅地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（国外事業者の納稅地）

第十三条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 第十条及び第十二条の規定は、国外事業者について準用する。この場合において、第十条第一項中「前二条」とあるのは「第十三条第一項」と、「国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。）」とあるのは「税関長」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「国税局長」とあり、及び第十二条中「国税庁長官、国税局長又は税務署長」とあるのは「税関長」と読み替えるものとする。

（国際観光旅客等の納稅地）

第十四条 國際觀光旅客等の第十八条第一項の規定により納付すべき國際觀光旅客税の納税地は、その本邦から出国する出入国港の所在地とする。ただし、税関長は、國際觀光旅客等からの申出により、当該出入国港の所在地以外の場所を納税地として指定することができる。

## 第二章 税率

第十五条 國際觀光旅客税の税率は、本邦からの出国一回につき、千円とする。

## 第三章 納付等

(国内事業者による特別徵収等)

第十六条 国内事業者は、その国際旅客運送事業に係る國際觀光旅客等が本邦からの出国のためその使用する国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、國際觀光旅客税を当該国際觀光旅客等から徵収し、当該国際觀光旅客等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日までに、これを国に納付しなければならぬ。

2 国内事業者は、前項の国際觀光旅客税の納期限までに、同項の規定により徵収して納付すべき國際觀光旅客税の額その他の財務省令で定める事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税務署長に提出しな

ければならない。

3 国内事業者が第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつたときは、税務署長は、その国際観光旅客税を当該国内事業者から徴収する。

(国外事業者による特別徴収等)

第十七条 国外事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦からの出国のためその使用する国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日までに、これを国に納付しなければならない。

2 国外事業者は、前項の国際観光旅客税の納期限までに、同項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税の額その他の財務省令で定める事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 国外事業者が第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつたときは、税関長は、その国際観光旅客税を当該国外事業者から徴収する。

(国際観光旅客等による納付)

一一

第十八条 国際観光旅客等は、第十六条第一項又は前条第一項の規定の適用がある場合を除き、本邦からの出国のため国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を国に納付しなければならない。

2 国際観光旅客等が前項の規定により納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつたときは、税關長は、その国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収する。

第四章 雜則

(税務署長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出)

第十九条 国内に住所等を有する者が国際旅客運送事業を開始しようとする場合又は国外事業者が国内に住所等を有することとなる場合には、これらの者は、財務省令で定めるところにより、その旨をこれらの者が国内事業者となるときにおける特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

2 国内事業者は、その国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有しないことと

なる場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

3 国内事業者は、前二項の規定により届け出た事項に異動（納稅地の異動を除く。）を生じた場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

4 国内事業者について相続があつた場合において、当該相続により国際旅客運送事業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、速やかに、その旨を当該相続に係る被相続人の特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を所轄する税務署長に書面により届け出なければならない。

5 前項の規定は、法人が合併により国内事業者の国際旅客運送事業を承継した場合について準用する。  
の場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

（税関長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出）

- 第二十条 国内に住所等を有しない者が国際旅客運送事業を開始しようとする場合又は国内事業者が国内に住所等を有しないこととなる場合（その国際旅客運送事業を廃止する場合を除く。）には、これらの者は、財務省令で定めるところにより、その旨をこれらの者が国外事業者となるときにおける特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地（当該国外事業者となる者が第十三条第一項ただし書の承認を受ける場合にあつては、その承認を受ける場所）ごとに、当該納稅地を所轄する税關長に届け出なければならない。
- 2 国外事業者は、その国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有することとなる場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を所轄する税關長に届け出なければならない。
- 3 国外事業者は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地を所轄する税關長に届け出なければならない。
- い。
- 4 国外事業者について相続があつた場合において、当該相続により国際旅客運送事業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、当該相続に係る被相続人の特別徴収に係る国際観光旅客税の納稅地ごとに、

速やかに、その旨を当該納税地を所轄する税関長に書面により届け出なければならない。

5 前項の規定は、法人が合併により国外事業者の国際旅客運送事業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

(記帳義務)

第二十一条 国内事業者及び国外事業者は、政令で定めるところにより、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

2 相続があつた場合においては相続人は被相続人の前項の規定による記帳の義務を、法人が合併した場合においては合併後存続する法人又は合併により設立した法人は合併により消滅した法人の同項の規定による記帳の義務を、それぞれ承継する。

(税関長の権限の委任)

第二十二条 税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税關の支署その他の税關官署の長に

委任することができる。

#### (財務省令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による書類の記載事項又は提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

#### 第五章 罰則

第二十四条 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた国際観光旅客税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えるその納付しなかつた国際観光旅客税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第一号の規定に該当する者が同号に規定する国際観光旅客税について前条の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

一 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収すべき国際観光旅客税を徴収しなかつた者

二 第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつた者

三 第二十一一条第一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十六条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 第六章 犯則事件の調査及び処分

第二十七条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税及び国際観光旅客等の第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若し

くは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定（同法第百五十三条及び第百五十四条第一項の規定を除ぐ。）を適用する。

2 国税通則法第百五十三条第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は当該犯則事件に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税関の税関職員）」と、同項ただし書中「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は当該犯則事件に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税関の税関職員）」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置）

第二条 第四条、第五条及び第三章の規定は、国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国のうちこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された運送契約（施行日前に当該出国の日を定めたものに限る。）によるものに係る国際観光旅客税については、適用しない。ただし、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に徴収することとされている国際観光旅客税については、この限りでない。

（国際旅客運送事業の開始の届出に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に国際旅客運送事業を営んでいる者は、平成三十一年二月二十八日（当該者が同日前に第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により国際観光旅客税を納付する場合にあつては、当該納付の日）までに、財務省令で定めるところにより、その旨を、国内事業者にあつてはその納税地を所轄する税務署長に、国外事業者にあつてはその納税地（当該国外事業者が第十三条第一項ただし書の承認を受ける場合にあつては、その承認を受ける場所）を所轄する税関長に、届け出なければならぬ。  
2 前項の規定による届出は、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出とみなす。

（納税地に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に所得税法第十六条第一項又は第二項の規定の適用を受けている個人である国内事業者に対する第八条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日においてこれらの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に所得税法第十八条第一項又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十八条第一項の規定による所得税又は法人税の納税地の指定を受けている国内事業者については、施行日においてその納税地を国際観光旅客税の納税地として第十条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、所得税法第十八条第三項又は法人税法第十八条第二項の規定による通知は、第十条第二項の規定による通知とみなす。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日